

(別添2)

環境報告ガイドライン 2018年版(案)

目次

はじめに.....	1
序章.....	2
1. ガイドライン改定の背景.....	2
2. 2018年版の改定ポイント.....	3
3. ガイドラインの構成.....	4
4. ガイドラインの対象.....	5
第1章 環境報告の基礎情報.....	6
1. 環境報告の基本的要件.....	6
2. 主な実績評価指標の推移.....	7
第2章 環境報告の記載事項.....	8
1. 経営責任者のコミットメント.....	9
2. ガバナンス.....	10
3. ステークホルダーエンゲージメントの状況.....	11
4. リスクマネジメント.....	12
5. ビジネスモデル.....	13
6. バリューチェーンマネジメント.....	14
7. 長期ビジョン.....	15
8. 戦略.....	16
9. 重要な環境課題の特定方法.....	17
10. 事業者の重要な環境課題.....	18
参考資料.....	20
主な環境課題とその実績評価指標.....	20
1. 気候変動.....	21
2. 水資源.....	23
3. 生物多様性.....	24
4. 資源循環.....	25
5. 化学物質.....	26
6. 汚染予防.....	27
用語解説.....	28
検討委員名簿.....	30

はじめに

世界的な人口増加や経済規模の拡大により、人間活動に伴う社会・環境課題はますます深刻になっていきます。人為起源の温室効果ガスは気候変動を引き起こす要因となり、水・エネルギー・鉱物等の資源の無計画な消費は、環境を破壊するだけでなく、時として奪い合いのための紛争を引き起こします。さらに、開発や乱獲等を主な原因として、地球上の生物多様性が失われつつあります。

我が国においては、人口減少・少子高齢化、都市への人口集中の一方で、地方の衰退が顕在化し、経済成長や労働生産性は低迷しています。温室効果ガスの排出は、近年減少傾向にありますが、中期的には2030年度に26%削減、長期的には、2050年度までに80%の大幅削減が必要となっています。資源制約や炭素制約などに直面する今日、これまでの「量」を追求する経済システムから、環境・社会・経済の諸課題を同時解決しながら、新たな発展を可能にするシステムが求められています。

このような中で、気候変動を始めとしたグローバルな課題の解決には、あらゆる国が共に取り組むことが重要であるとの認識が共有され、環境・社会・経済の課題の統合的解決を目指した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなす「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals、(SDGs))の採択や脱炭素社会に向けて世界が大きく舵を切ったパリ協定の採択に象徴される、持続可能な社会への移行を促進する国際的枠組みが確立されつつあります。

これまで、「環境や社会に良いこと」を行うのはコストの発生要因であり、自主的に行う事業者以外には関係ないこととみなされてきました。しかし、環境や社会を犠牲にした経済の発展も、経済を犠牲にした環境や社会も成立しないこれからの社会の中では、環境・社会課題に対応しないことによって発生するリスクを最小化し、さらに、再エネ技術などを通じて環境・社会課題を解決することで、利益を獲得できる企業こそが評価されるため、企業経営の中での環境・社会課題への取組の位置づけは、大きく転換しています。

このような変化の中でも、事業者が自らの事業活動に伴う環境負荷低減や環境配慮の取組状況を公に報告することを目的に行ってきた、これまでの環境報告の意義がすべて失われるわけではありません。しかし、持続可能な社会への移行過程においては、事業者が、中長期にわたり、重要な環境課題にどのように取り組み、どのように企業と企業存在の基盤である経済社会や環境に貢献しているのか、という情報が企業の持続可能性を説明する重要な要素となります。この将来志向的な情報は、事業評価の軸を短期的な経済的視点から、長期的にESGを統合した視点へと移していこうとしている機関投資家等との対話においても重要な材料です。

情報開示に対する社会要請の変化に合わせて、今回、「環境報告ガイドライン」を改定しました。事業者自らの実績情報の報告を求める内容から、事業者がバリューチェーンを含めて重要課題を特定し、自らの持続可能性を説明することを求めるものになっています。この新ガイドラインの内容は、ICT技術を活用して、環境情報の分析と対話のプラットフォームとなる情報開示基盤の整備を目指して環境省が行っている「環境情報開示基盤整備事業」の報告様式にも反映します。

環境省の第5次環境計画では、目指すべき持続可能な社会の姿として「環境・生命文明社会」を提唱しています。これは、経済成長を続けつつ、健全な物質・生命の「循環」を実現するとともに、健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との「共生」や地域間の「共生」を図ることにより「低炭素」をも実現する循環共生型の社会のことであり、時代の転換点であるという認識と、新たな文明社会を目指すという意味を込めて名付けたものです。

「環境報告ガイドライン2018」を踏まえ、新たな文明社会の実現に向けて企業が適切に情報開示を行うとともに、開示情報に基づく利害関係者との対話の取組がさらに進んでいくことを期待しています。

序章

1. ガイドライン改定の背景

- ✓ 環境報告ガイドラインは、前回の改定(2012年4月)から6年余の歳月が経過し、その間に環境報告を巡る社会動向が大きく変化したことから、構成や内容等に抜本的な見直しが必要になりました。
- ✓ 国際的には、国連が主導するSDGs(2015年9月採択)やパリ協定(2016年11月発効)など、持続可能な社会への移行を促進する国際的枠組みが確立されて、持続的発展が人類共通の目標として国際的に認知され始めたことが大きな見直し理由です。
- ✓ 持続可能な社会への移行は、環境規制等の強化や市場環境の変化を通じて、ほぼ全産業における事業者の事業活動に多大な影響を長期的に与え続けると予想されており、それらの事業者を長期的な投融資対象とする金融セクターの情報ニーズに反映されて、環境報告のあり方にも強い影響を及ぼします。
- ✓ 例えば、近年、機関投資家を中心とする金融セクターの関心は、持続可能な社会への移行促進を前提として、従来型の財務情報のような過去情報から、組織体制の健全性(ガバナンス、リスクマネジメント等)や経営の方向性(長期ビジョン、戦略、ビジネスモデル)といった、将来志向的な非財務情報に向けられるようになり、実務的にはESG情報の提供要請として顕在化しています。
- ✓ さらに、その関心は世界各地の財務報告制度にも反映されて、フランス、英国、欧州連合(EU)では会社法・商法により、また、その他の先進国・新興国では上場規則によって、上場会社の非財務報告制度が多くの国・地域で拡充・強化されつつあります。
- ✓ そうした動向を踏まえて、国際的なサステナビリティ報告ガイドラインを作成してきたGRIは、非財務報告制度を補完するために、GRIスタンダードによる基準化の途を選び、非財務情報が増加した財務報告を補完する統合報告の開示枠組みも、国際統合報告評議会(IIRC)によって策定されました。
- ✓ 特に、早急な対応が求められる気候変動に関しては、G20の要請を受けて、2016年9月に金融安定理事会(FSB)が、気候関連財務情報開示に関するタスクフォース(TCFD)勧告書を答申し、今後の金融セクターと事業者による環境報告に大きな変化をもたらす要因になっています。
- ✓ 国内的には、環境報告を行う事業者の伸び悩みが依然として解消されておらず、環境と経済の好循環を一層促進するために、さらなる取組の強化が必要です。
- ✓ 環境省の「環境にやさしい企業行動調査結果」によれば、環境報告を行う事業者の割合は2006年まで右肩上がりに伸長したものの、その後は横ばい傾向にあり、「環境報告ガイドライン(2012年版)」の策定以降も、その状況に大きな変化はありません。また、かつて作成割合が著しく低かった売上高1,000億円未満の事業者は、近年、作成割合を伸ばしていますが、大規模事業者と比較すると、依然として伸長の余地を残しています。
- ✓ また、少数の先進的な大規模事業者を除いて、記載事項が横並びで、個社の事情を反映しない傾向にあることも、環境報告のあり方を巡る大きな検討課題です。
- ✓ さらに、ESG情報の提供要請が増えるに連れて、報告内容の高度化や情報収集範囲の著しい拡大が事業者の負担になっており、これらに適切に対応することが難しいと思われる事業者も企業規模を問わず存在しているのが実情です。

2. 2018年版の改定ポイント

- ✓ ガイドライン改定の背景を踏まえた今回の改定ポイントは以下のとおりです。
- ✓ ガイドラインは、国際的な規制・実務動向と統合的な環境報告の枠組みとしています。
- ✓ 先進的な事業者だけでなく、中規模以下の事業者も利用しやすいように、ガイドライン自体はコンパクトに構成し、環境報告を作成する際の手順等を例示した「作成の手引き」と、難解な記載事項等を平易に解説した「解説書」を併せて作成します。
- ✓ 事業環境が持続可能な社会への移行過程にあることを前提に、環境報告を ESG 報告の枠組みで利用する投資家の情報ニーズに配慮し、従来型の環境マネジメント情報に加えて、事業者の組織体制の健全性（ガバナンス、リスクマネジメント等）や経営の方向性（長期ビジョン、戦略、ビジネスモデル）を示す、将来志向的な非財務情報を記載事項にしています。
- ✓ 「マテリアルバランス」全体を網羅的に報告するのではなく、事業者が「事業活動が直接的・間接的に環境に与える重要な影響」を自ら判断して、事業者が対応すべき重要な環境課題について報告を求めるように変更しました。
- ✓ また、事業者が特定した重要な環境課題に関連する財務的影響を報告事項とし、環境会計（「環境会計ガイドライン 2005 年版」）の環境保全のためのコスト等を貨幣単位で定量的に認識・測定・伝達するという考え方を本ガイドラインに取り込みました。

3. ガイドラインの構成

- ✓ 本ガイドラインでは、環境報告で報告する事項と、報告に際しての留意点を示すとともに、それらについて解説しています。
- ✓ コンパクトで見やすいガイドラインとするために、すでに一般に理解が進んでいると考えられる環境報告の基礎知識については解説していません。
- ✓ 第1章の「環境報告の基礎情報」では、環境報告の前提となる「環境報告の基本的要件」と、事業者の経年的な取組成果を一覧表示する「主な実績評価指標の推移」についての報告事項として示し、解説しています。
- ✓ 第2章の「環境報告の記載事項」では、経営者のコミットメント等、持続可能な社会への移行過程において、事業者が、短中長期にわたり、重要な環境課題にどのように取り組み、さらに、これからどのように取り組もうとしているのかを明確に伝えられるような項目を報告事項として示し、解説しています。
- ✓ 参考資料として掲げた「主な環境課題とその実績評価指標」は、事業者が重要な環境課題を特定する際に参考となる情報です。
- ✓ なお、本ガイドラインの内容を補完・補足する「作成の手引き」「解説書」を平成30年度中に発行する予定です。環境報告の基礎知識、環境報告を行う際の手順、書き方、記載事例、難解な記載事項等についての解説が含まれるため、事業者の環境報告に関する知識や経験の度合いに応じて、本ガイドラインだけを利用する、又は、本ガイドラインと作成の手引き等を併用するなど、事業者ごとに使い方を工夫することが望まれます。

4. ガイドラインの対象

(1) 環境報告を行う事業者

- ✓ 本ガイドラインは事業者が環境報告を行う際の報告指針です。
- ✓ 本ガイドラインに沿って環境報告を行うことで、環境報告に必要な情報を網羅的に開示できます。
- ✓ 対象とする事業者には、すでに環境報告を行っている大規模事業者だけでなく、これから環境報告に取り組もうとする中規模以下の事業者も含まれています。

(2) 環境報告を利用するステークホルダー

- ✓ 本ガイドラインは、環境報告を利用するステークホルダーにも、環境報告を理解する上での有用な指針となります。
- ✓ 事業者が環境報告を行う際の報告指針を知ることによって、環境報告の構成要素や記載事項の意味をより深く理解できます。
- ✓ 対象とするステークホルダーには、基本的に全てのステークホルダーが含まれます。ただし、とりわけ、持続可能な社会への移行に伴って、ESG 報告に重大な関心を有するようになった投資家の視点に配慮して、ガバナンス、リスクマネジメントといった組織体制に関する情報や、長期ビジョン、戦略などの経営の方向性に関する情報を拡充しています。

第1章 環境報告の基礎情報

- ✓ 環境報告の利用者が前提として理解すべき情報や環境報告の理解を促進する総括的情報を記載します。

1. 環境報告の基本的要件

- ✓ ステークホルダーが環境報告を利用する際に、前提として理解すべき環境報告の基本的要件に関する情報です。環境報告の冒頭など分かりやすい場所に記載します。
- ✓ 有価証券報告書やサステナビリティ報告書等で環境報告を行う際に、環境報告の基本的要件に相当する内容が記載されている場合には、環境報告の中では、環境報告の基本的要件の記載を省略できます。

報告事項

- 報告対象組織
- 報告対象期間
- 基準・ガイドライン等
- 環境報告の全体像

解説

- ✓ 報告対象組織とは、財務報告における連結財務諸表の対象組織である企業集団を指しています。そのため、環境報告を行う事業者が企業集団の親会社である場合は、原則として、報告対象組織に事業者とその連結の範囲に入る全ての子会社を含みます。
- ✓ 報告対象期間には、環境報告の作成対象とした期間を記載します。適時性の観点から、環境報告は少なくとも年一回、定期的に行うことが重要であり、報告対象期間は、財務報告の決算期間(事業年度)と一致していることが望まれます。
- ✓ 基準・ガイドライン等には、環境報告にあたり事業者が適用した環境報告等に関する作成基準又は作成ガイドライン等の名称を記載します。
- ✓ 既存の基準・ガイドライン等の一部を適用した場合には、環境報告の利用者の誤解を招かないように、どの部分を適用したのかについて、具体的に説明することが必要です。
- ✓ 既存の基準・ガイドライン等を参照するだけで、部分的にも適用していない場合は、その旨が分かるように、事業者が適用した作成指針を、「自社基準」などの適切な表記によって、記載します。
- ✓ 環境報告の全体像では、環境報告を複数の企業報告媒体(サステナビリティ報告書、アニュアルレポート、有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書等)や複数の形式(冊子、ウェブサイト等)で行う場合に、それらの相互関係を、図示などの分かりやすい方法を用いて、説明します。

2. 主な実績評価指標の推移

- ✓ 環境報告の利用者が、事業者の経年的な取組成果を理解しやすいように、主な実績評価指標の推移を一覧表示します。

報告事項

主な実績評価指標の推移

解説

- ✓ 主な実績評価指標の推移には、事業者が重要であると判断した環境課題への取組実績を示す実績評価指標の中から、特に重点的に取り組む環境課題の実績評価指標を2～3指標抜粋して、連結売上高などの主な経営指標を併記しながら、直近の連続する3～5年程度の推移が分かるように、一覧表示します。
- ✓ 年次報告書やサステナビリティ報告書等の中で環境情報が開示される場合には、主な実績評価指標に事業者の重要な社会課題に関する実績評価指標も併記されることがあります。

第2章 環境報告の記載事項

- ✓ 環境報告は、持続可能な社会への移行過程において、事業者が、短中長期にわたり、重要な環境課題にどのように取り組み、さらに、これからどのように取り組もうとしているのかを明確に伝えられるようにすることを目的としています。
- ✓ そのため、単に過去の取組成果を示すだけでなく、ガバナンスやビジネスモデル等の組織体制や経営の方向性に関する情報等を具体的かつ明確に記述して、将来志向的でダイナミックな状況を説明することが望まれます。
- ✓ 第2章の各項目は、環境報告を行う事業者が、自社の企業理念、事業環境、事業特性等を考慮して、それぞれ適切と考えられる順序で報告する性格のものであり、本ガイドラインの解説順序は環境報告で求められる記載順序を表していません。
- ✓ また、ガバナンスのように、環境報告以外の企業報告媒体で報告される情報については、重複開示の負担を避けるために、環境報告に、その旨と参照先情報を明示した上で、省略することも一つの方法です。
- ✓ もちろん、情報利用者の検索の負担を軽減するために、すでに他の企業報告媒体で報告されている情報について、その全文又は要約を環境報告に含めることは有用です。
- ✓ いずれにしても、どの開示方法を採用するかは、環境報告を行う事業者の判断に委ねられます。
- ✓ 環境報告の記載事項のうち、「1. 経営責任者のコミットメント」から「9. 重要な環境課題の特定方法」の9項目は、全ての事業者に通ずる事項です。続く、「10. 事業者の重要な環境課題」は、各事業者が事業活動の直接的・間接的な環境への重大な影響を自ら評価し、その開示内容を決定するために、記載する重要な環境課題の種類と報告範囲は事業者ごとに異なっています。

1. 経営責任者のコミットメント

- ✓ 重要な環境課題への対応は、事業者の自主的な取組であり、その成果の是非は、最終的にステークホルダーの評価に委ねられます。その評価の基点となるのが経営責任者のコミットメントです。そのため、事業者が重要であると判断した環境課題については、その対応方針等を経営責任者の名において対外的に明言します。

報告事項

- 重要な環境課題への対応に関する経営責任者のコミットメント

解説

- ✓ 持続可能な社会への移行過程において、事業者が持続的に成長しようとするならば、事業者は社会との共有価値を創造しながら、持続可能な社会に適合的なビジネスモデルを確立することが不可欠です。重要な環境課題への対応は、このプロセスの中で取り込まれるものであり、事業者はその取組成果を通じて持続可能な社会の実現に貢献します。
- ✓ 事業者は、出資者や債権者が拠出した財務的資本だけでなく、自然環境、労働力、社会基盤などの諸資本を利用して、事業活動を営んでいます。したがって、経営責任者は、これらの資本の提供者に対して、資本をどのように利用したのかについての道義的な説明責任を有します。環境報告は、自然環境の利用について、この説明責任を果たす手段ともなります。
- ✓ そのため、環境報告を行う際に、経営責任者は重要な環境課題への対応について、基本的な考え方や方針を、自らの言葉で、評価指標・目標等も交えて具体的に説明し、その実行について明言することが求められます。そうした性格上、経営責任者のコミットメントには、単なる挨拶とは異なる、重要な意義があります。
- ✓ また、コミットメントの内容自体が適切かどうか、環境報告を利用するステークホルダーの判断に委ねられるため、コミットメントは明瞭かつ分かりやすく記載する必要があります。
- ✓ コミットメントにおいては、重要な環境課題への対応が、長期ビジョンの中でどのように位置付けられているか、経営戦略や経営計画とどのような関係にあるのかなど、可能な限り、事業者の将来見通し情報と関連付けて説明することが望まれます。

2. ガバナンス

- ✓ 持続可能な社会への移行は長期間にわたるため、その間、事業者が、重要な環境課題に対し、組織として適切な対応を一貫して継続しようとするれば、健全なガバナンス体制の存在が不可欠です。

報告事項

- 事業者のガバナンス体制
- 重要な環境課題の管理責任者
- 重要な環境課題の管理における取締役会及び経營業務執行組織の役割

解説

- ✓ ガバナンスに関する情報開示は、事業者の取締役会が、どのように重要な環境課題とそれに起因するリスク・機会を認識し、対応しているか、又は、しようとしているかについて、説明することが目的です。
- ✓ 事業者のガバナンス体制では、コーポレートガバナンスに関する事業者の組織体制を説明します。
- ✓ ただし、ガバナンスは、事業者が持続的に成長できるように、株主が取締役会の行動を監視する仕組みであるため、ガバナンスの説明に際しては、重要な環境課題への対応に取締役会がどのように関与しているかを明確にすることが重要です。
- ✓ 重要な環境課題の管理責任者には、事業者の環境課題全般を統括する、もっとも上位の責任者を記載します。
- ✓ 取締役会が、重要な環境課題の管理権限を環境委員会(CSR委員会、ESG委員会、サステナビリティ委員会等を含む)に移譲している場合、又は、重要な環境課題を環境マネジメントシステムの仕組みの中で管理しているような場合には、その旨と取締役会が環境委員会や環境マネジメントシステムの責任者から重要な環境課題の管理についての情報提供を受けているかどうかを記載します。

3. ステークホルダーエンゲージメントの状況

- ✓ 事業者は、重要な環境課題への対応に影響を与えるステークホルダーと良好な関係を築き、重要な環境課題の特定や対応方針の決定・実行プロセスを円滑に進めるために、ステークホルダーエンゲージメントを実施する場合があります。その実施状況について情報開示することは、事業者がステークホルダーの意向にどのように配慮しているかを示す有効な手法です。

報告事項

- ステークホルダーへの対応方針
- 実施したステークホルダーエンゲージメントの概要

解説

- ✓ ステークホルダーエンゲージメントは、事業者がステークホルダーのことをよく理解し、ステークホルダーとその関心事を、事業活動と意思決定プロセスに組み込む組織的な試みであり、事業者が単独で実施する場合やステークホルダーと協働して実施する場合など、非常に多様な行動体系を意味しています。
- ✓ ステークホルダーへの対応方針では、重要な環境課題への対応に際してどのようにステークホルダーエンゲージメントを利用するのかを、ステークホルダーの特定方針、ステークホルダーエンゲージの実施方針等、ステークホルダーエンゲージメントを実施する上で事業者が策定した方針について説明します。
- ✓ 実施したステークホルダーエンゲージメントの概要には、対象としたステークホルダー・グループ、エンゲージメントの種類又は形態、それらの実施状況を記載します。
- ✓ 重要な環境課題への対応に関する取組状況について、ステークホルダーからのフィードバックを得ている場合は、その状況を説明することが望まれます。

4. リスクマネジメント

- ✓ 重要な環境課題への対応に良好な実績を残していても、事業環境が大きく変化すれば、過去の実績は必ずしも潜在的なリスクに対する管理能力の高さを示す指標になりません。潜在的な環境課題に対するリスク管理能力の存在を伝えるために、リスクマネジメント体制が有効に機能することを示す必要があります。

報告事項

- リスクの特定、評価及び対応方法
- 上記の方法の全社的なリスクマネジメントにおける位置付け

解説

- ✓ この場合のリスクは重要な環境課題に関連するリスクを意味しており、主として、持続可能な社会への移行に伴う事業環境の著しい変化が発生原因になっています。
- ✓ また、大規模な自然災害、事故などの異常事態によってもたらされるリスクも、このリスクマネジメント対象に含まれることがあります。
- ✓ リスクの特定、評価及び対応方法では、事業者が重要な環境課題に関連するリスクをどのように特定、評価し、そのリスクに対してどのように対応しているかを説明します。
- ✓ 全社的なリスクマネジメントにおける位置付けでは、重要な環境課題に関連するリスクの特定、評価及び対応方法が全社的なリスクマネジメントの中にどのように組み込まれているかを説明します。

5. ビジネスモデル

- ✓ 業種や業態、事業規模、事業を営む国・地域等によって事業活動が環境に及ぼす影響の種類や大きさが異なります。このため、ビジネスモデルを説明することで、事業者固有の環境課題と付帯するリスク・機会が明確になり、情報の利用者は重要な環境課題への対応状況を理解しやすくなります。

報告事項

事業者のビジネスモデル

解説

- ✓ ビジネスモデルは、事業者が、どのような事業により、どのように競争力を得て、長期間にわたり利益を稼得・保持しているかを表現するものであり、主要な製品・サービス、事業環境、販売市場の動向、バリューチェーンにおける事業者の位置付け・役割、顧客、販売方法等で説明されることが一般的です。
- ✓ ビジネスモデルは事業者ごとに大きく異なるため、的確に分かりやすくビジネスモデルを記述するには、事業者独自の工夫が望まれます。
- ✓ 統合報告の開示フレームワークを策定する国際統合報告評議会(IIRC)では、ビジネスモデルを「企業の戦略的目的を達成し、短中長期にわたり価値創造することを目的として、組織が選択した投入資源・事業活動・産出物・成果によるシステム」と定義¹、ビジネスモデルを統合報告書の記載事項に含めています。
- ✓ また、欧州連合(EU)では、上場会社の財務報告にビジネスモデルの開示を義務付けており、ビジネスモデルを「会社が何を、どのように、なぜ行っているか」の概要であるとしています²。

¹ International Integrated Reporting Council (2013), Business Model, Background Paper for <IR>, p.6.

² European Commission (2017), Guidelines on non-financial reporting (2017/C215/01), p.10.

6. バリューチェーンマネジメント

- ✓ 気候変動、水資源、生物多様性などのように、重要な環境課題の特定に際して考慮する範囲（バウンダリー）がバリューチェーン全体に及ぶ場合には、その予防や対応に有効なバリューチェーンマネジメント体制の構築が必要です。バリューチェーンマネジメント体制を構築している事業者は、その運用状況等について説明します。

報告事項

- バリューチェーンの概要
- グリーン調達の方針、目標・実績
- 環境配慮製品・サービスの状況

解説

- ✓ バリューチェーンの概要では、主要な製品・サービスのバリューチェーンがどのような構造になっているかについて、図示する方法により、分かりやすく説明します。その際に、バリューチェーンマップ、バリューチェーンの各段階における重要な環境課題、それらに付帯するリスク・機会、重要な環境課題への対応に関する取組内容等について、記載することが望まれます。
- ✓ バリューチェーンの上流への対応では、グリーン調達(CSR 調達を含む)の方針と、その遵守を要請するサプライヤーの範囲(直接的・間接的な取引業者のどこまでをカバーしているか)を記載します。目標を設定している場合は、設定した目標と運用実績を併記して、取組の有効性を評価し、目標を設定していない場合は運用実績を記載します。
- ✓ バリューチェーンの下流への対応は、環境配慮製品・サービスの状況によって説明します。また、それらによる削減貢献量(環境配慮製品・サービスの利用段階における環境負荷の削減量)を算定している場合には、その算定結果と併せて、指標の定義、算定方法、集計範囲等の背景情報を具体的に記載することが必要です。
- ✓ バリューチェーンの下流(得意先)から、グリーン調達方針の遵守や遵守状況に関する情報提供を求められている場合は、それらへの対応方針や対応状況について説明することが望まれます。

7. 長期ビジョン

- ✓ 持続可能な社会の実現に向けて、社会環境が次第に変化する中で、事業者が持続的に成長しようとするれば、持続可能な社会に適合的なビジネスモデルの確立が必要です。重要な環境課題への対応は、この長期間にわたる、ダイナミックな環境変化の過程で行われるため、事業者は、長期ビジョンで将来的に「ありたい姿」を示し、それを基点にして取組の適切性を評価するとともに、その方向性についてステークホルダーの理解を得ます。

報告事項

- 長期ビジョン
- 長期ビジョンの設定期間
- その期間を選択した理由

解説

- ✓ 長期ビジョンは、重要な環境課題への対応と持続可能な社会の実現に向けた貢献を通じて、事業者が将来的に「ありたい姿」を社会に示すものであり、定量的な目標を伴うことが多いですが、定性的な場合も少なくありません。
- ✓ 長期ビジョンの設定期間は、専ら事業者が業種、業態、事業規模等を勘案して決定しますが、2030年から2050年の期間を展望できるように設定することが望まれます。
- ✓ 長期ビジョンの設定期間内に、適度な中間目標を配置し、長期ビジョンへの到達状況を理解しやすくする工夫が望まれます。中間目標は可能な限り定量的に設定することが有用です。
- ✓ 社会の変化に応じて、長期ビジョンや中間目標は定期的な見直しが必要になります。

8. 戦略

- ✓ 長期ビジョンを実現するためには、長期間にわたり全社的に一貫した方向性で、取組を進めることが不可欠です。環境報告では、その進め方を事業者が策定した持続可能な社会の実現に向けた事業戦略によって説明します。

報告事項

- 持続可能な社会の実現に向けた事業者の事業戦略

解説

- ✓ 持続可能な社会の実現に向けた事業者の事業戦略とは、重要な環境課題へ取り組みながら、長期的に持続可能な社会に適合するビジネスモデルを確立し、事業者が持続的に成長するとともに、持続可能な社会の実現に貢献するための戦略です。
- ✓ 現在のビジネスモデルを前提に、長期ビジョンの実現に向けて、どのような道筋(体系的な仕組み、大局的な方策)で取組を進めるのかについて、分かりやすく説明します。

9. 重要な環境課題の特定方法

- ✓ 事業者は、事業活動が直接的・間接的に環境に与える影響の中から、自らの判断に基づいて、重要性の高い環境課題を特定し、その対応に取り組みます。事業者の判断が妥当かどうかをステークホルダーが判断するため、環境報告には、事業者が重要な環境課題をどのような方法で特定したかについて、分かりやすく説明します。

報告事項

- 事業者が重要な環境課題を特定した際の手順
- 特定した重要な環境課題のリスト
- 特定した環境課題を重要であると判断した理由
- 重要な環境課題のバウンダリー

解説

- ✓ 本ガイドラインでは、事業者が重要な環境課題を特定した方法についての説明を求めただけで、重要な環境課題をどのように特定するかについては、専ら事業者の判断に委ねています。
- ✓ しかし、本ガイドライン利用者の利便性を考慮して、一般的な重要性の判断方法を含む、重要性(マテリアリティ)に関しては、本ガイドラインを補完・補足する文書で解説します。
- ✓ 重要な環境課題には、事業活動の間接的な影響まで含まれることから、重要な環境課題の特定に際して考慮した範囲(バウンダリー)はバリューチェーン全体に拡大する可能性があります。事業者の重要な環境課題の特定に際して考慮した範囲が適切であることを示すために、そのバウンダリーを、次の①・②の観点から説明します。
 - ① 重要な環境課題はバリューチェーンのどこで発生するか
 - ② 重要な環境課題は事業者の事業活動や取引関係とどのような関係があるか

10. 事業者の重要な環境課題

- ✓ 事業者は、自らの判断に基づいて、特定した事業者の重要な環境課題ごとに、次の報告事項を記載します。

報告事項

- 取組方針・行動計画
- 実績評価指標による取組目標と取組実績
- 実績評価指標の算定方法
- 実績評価指標の集計範囲
- リスク・機会による財務的影響が大きい場合は、それらの影響額と算定方法
- 報告事項に独立した第三者による保証が付与されている場合は、その保証報告書

解説

取組方針・行動計画

- ✓ 取組方針・行動計画では、事業者の持続的な成長とともに、持続可能な社会の実現に向けた事業者の事業戦略を実行するための具体的な手段や実践的な計画を説明します。
- ✓ 取組方針・行動計画を、事業者の組織全体として一括して記載する場合であっても、重要な環境課題ごとに固有の取組方針・行動計画があれば、それらを記載することが望まれます。

実績評価指標

- ✓ 実績評価指標は、取組方針・行動計画の進捗状況の評価するための指標であり、基本的に定量的で検証可能な数値情報を指していますが、重要な環境課題の種類によっては、定性的な目標が用いられる場合もあります。
- ✓ 実績評価指標の設定に際して、一つの環境課題に複数の指標を設定する場合もあれば、一つの指標で複数の環境課題への取組状況の評価する場合もあります。
- ✓ 取組方針・行動計画の進捗状況を理解しやすくするために、計画期間の終了時に達成を目指す目標(取組目標)を設定し、それをあらかじめ公表します。
- ✓ 計画期間の終了時には、取組方針・行動計画の実施結果を実績評価指標で評価し(取組実績)、それを取組目標と対比して、取組方針・行動計画の進捗状況を説明します。
- ✓ 取組目標を設定しない場合でも、取組実績は報告することが求められます。
- ✓ 事業者の重要な環境課題について実績評価指標を公表しない場合は、その理由を説明することが望まれます。

-
- ✓ 実績評価指標は、その算定方法(用いた係数等の情報を含む)・集計範囲を記載して、環境報告の利用者が算定結果を理解しやすくします。
 - ✓ 環境負荷の削減貢献量のように、算定に際して事業者の裁量の余地が大きい実績評価指標の場合には、利用者が指標の意味を正しく理解できるように、指標の定義、算定方法、集計範囲等の背景情報を具体的に説明します。
 - ✓ 報告対象組織の範囲と実績評価指標の集計範囲が異なる場合には、その旨と理由を重要な実績評価指標別に説明します。

リスク・機会の財務的影響

- ✓ 財務的影響額を記載する場合には、その定義、算定方法、集計範囲を併記します。

保証報告書

- ✓ 複数の重要な環境課題について独立した第三者による保証を受けている場合は、保証を受けた重要な環境課題ごとに、その旨が分かるような説明をすることが望まれます。

参考資料

主な環境課題とその実績評価指標

- ✓ 第2章で説明した重要な環境課題を特定する際の参考として、主な環境課題とその実績評価指標を例示し、解説しています。
- ✓ 主な環境課題として、多くの事業者にとって重要性が高いと考えられる環境課題を例示していますが、必ずしも全ての環境課題を網羅しているわけではありません。例示した環境課題以外に重要な環境課題が考えられる事業者は、その環境課題を事業者の重要な環境課題として特定してください。
- ✓ 事業者は、特定した重要な環境課題ごとに、「第2章 10. 事業者の重要な環境課題」に掲げる報告事項を記載します。6つの主な環境課題については、実績評価指標を例示しています。主な環境課題以外に重要な環境課題を特定した事業者は、その環境課題について、適切な実績評価指標を設定する必要があります。
- ✓ 実績評価指標とは、事業者が取組成果を評価するために自ら設定する指標のことで、多くの場合は定量的な指標ですが、取組対象とする環境課題の特性によっては定性的な指標の場合もあります。
- ✓ 重要な環境課題の発生場所は、バリューチェーン全体に拡散するケースが多いため、実績評価指標の集計範囲もバリューチェーン全体を視野に入れて決定する必要があります。

1. 気候変動

- ✓ 気候変動は地球規模で経済と社会システムに壊滅的な影響を及ぼす危険性があり、世界的に脱炭素社会への早期移行が大きな社会課題になっています。事業活動は何らかの形で化石燃料に依存するので、その依存状況・程度と脱炭素化への取組内容を開示することが事業者に求められています。

報告事項

温室効果ガス排出

- スコープ1排出量
- スコープ2排出量
- スコープ3排出量

原単位

- 温室効果ガス排出原単位

エネルギー使用

- エネルギー使用量の内訳及び総エネルギー使用量
- 総エネルギー使用量に占める再生可能エネルギー使用量の割合

解説

温室効果ガス排出

- ✓ 温室効果ガス排出量をスコープ別に記載します。スコープ3排出量については、各事業者で算定方法の違いが大きいため、特に算定方法を併せて記載することが望まれます。
- ✓ 報告の対象となる温室効果ガスは、CO₂、メタン、一酸化二窒素、三フッ化窒素、代替フロン等3ガス（HFC：ハイドロフルオロカーボン、PFC：パーフルオロカーボン、SF₆：六ふっ化硫黄）です。
- ✓ 温室効果ガス排出量は、事業活動に伴う温室効果ガスの種類別排出量を合計し、それを地球温暖化係数に基づいてCO₂量に換算した後、総合計を「t-CO₂e」単位で記載します。ただし、CO₂以外の温室効果ガス排出量が僅少である場合には、CO₂排出量のみを報告することができます。

原単位

- ✓ 原単位は、温室効果ガス排出量の削減効果等について、時系列比較や事業者間比較を容易にする指標です。
- ✓ 売上高や生産量等の適切な事業活動量の尺度により原単位を算定して記載します。

エネルギー使用

- ✓ エネルギー使用量は、電気及び各燃料等の種類別(kWh、kg 等)、及び種類別発熱量の合計である総エネルギー使用量を記載します。

シナリオ分析

- ✓ 気候変動のような事業者と社会にとって、とりわけ重要性が高い環境課題の場合には、シナリオ分析によって、長期的な戦略の妥当性を検証することが求められる業種、業態、事業規模の事業者が存在します。
- ✓ シナリオ分析にあたっては、長期的な政策動向や事業環境の変化を複数予想して、各シナリオが戦略に与える影響を、それぞれリスク・機会によって分析し、シナリオごとに戦略の強靭性や弾力性を評価することで、その妥当性を検証します。
- ✓ シナリオ分析を報告事項の例示に含めていませんが、TCFD の提言書でシナリオ分析が推奨されているため、今後の情報開示において注意が必要です。

2. 水資源

- ✓ 水資源(特に淡水)は、世界的に見ると代替物質の入手が困難で、人類の生存に不可欠な資源です。人口増加に伴う水使用量の増加や気候変動による降水状況の変化などで、水資源へのアクセスが制約される可能性が高い状況では、事業活動における水資源管理は重要な環境課題になります。

報告事項

- 水資源投入量
- 水資源投入量の原単位
- 排水量
- 事業所やサプライチェーンが水ストレスの高い地域に存在する場合は、その水ストレスの状況

解説

- ✓ 水資源投入量を上水、工業用水、地下水、河川水、海水等の内訳ごとに記載します。
- ✓ 売上高や生産量等の適切な事業活動量の尺度により原単位を算定して記載します。
- ✓ 水資源の偏在性により、事業所だけでなく、サプライチェーンが水ストレスの高い地域に存在する場合は、それらの状況を説明します。
- ✓ 水ストレスの状況を説明する際は、可能な限り、地域の水系全体に対する全般的な影響やその水資源管理の状況について言及することが望まれます。

3. 生物多様性

- ✓ 持続可能な社会への移行を進める上で、生物多様性を基盤とする生態系を保全し、その恵みを将来にわたって享受できる自然共生社会の実現が不可欠であり、事業者は事業活動を通じて国内外の生物多様性と深く関わるために、その保全に貢献することが求められています。

報告事項

- 事業活動が生物多様性に及ぼす影響
- 事業活動が生物多様性に依存する状況と程度
- 生物多様性の保全に資する事業活動
- 外部ステークホルダーとの協働の状況

解説

- ✓ 事業活動が生物多様性に及ぼす影響には、事業者の事業活動による直接的な影響だけでなく、事業者のサプライチェーンに含まれる他の事業者の事業活動が生物多様性に及ぼす影響や、事業者の生産した製品・サービスを消費者が使用・廃棄することを通じて生物多様性に及ぼす影響のように、事業者の事業活動に起因する間接的な影響も含まれます。
- ✓ 事業者の重要な環境課題の報告事項として記載する取組目標には、事業活動が生物多様性に及ぼす影響を回避・最小化するための目標を記載します。これには、事業者が取組状況を確認できる項目で、かつ対外的に報告可能な項目を設定しますが、必ずしも定量的な目標である必要はありません。また、事業活動が生物多様性に及ぼす影響の範囲に、事業活動の間接的な影響も含まれることから、バリューチェーンに含まれる他の事業者や消費者との連携も視野に入れた現実的な目標を設定します。
- ✓ 事業活動が生物多様性に依存する状況では、事業活動がどのような自然資本や生態系サービスに依存して営まれているか(例、生物由来の原材料を調達している)を説明し、事業活動の持続可能性の観点から、その依存の程度にも言及します。
- ✓ 生物多様性の保全に資する事業活動には、事業者が保有する技術や生産する製品・サービスが、どのように生物多様性の保全や生物資源の持続可能な利用に貢献しているかを記載します。
- ✓ 協働する外部ステークホルダーには、地方公共団体、NGO/NPO、地域住民等が含まれます。

4. 資源循環

- ✓ 持続可能な社会では、世代間公平の観点から、将来世代の資源欲求を充足できる範囲での資源消費が求められており、事業者が持続可能なビジネスモデルを確立する上で、資源循環の促進が不可欠です。
- ✓ エネルギー源として使用する化石燃料、水資源は「資源の投入」量に含みません。エネルギー源として使用する資源については「1. 気候変動」を、また水資源については「2. 水資源」をご覧ください。

報告事項

資源の投入

- 再生不能資源投入量
- 再生可能資源投入量
- 循環利用材の量
- 循環利用率(=循環利用材の量/資源投入量)

資源の廃棄

- 廃棄物等の総排出量
- 廃棄物等の最終処分量

解説

- ✓ 再生不能資源とは枯渇性の天然資源であり、金属、鉱物等、自然による再生の時間が、非常に長いものをさし、再生可能資源とは、農産物、木材、海産物等、自然のサイクルや保護的な措置等により短期間で再生される資源をいいます。
- ✓ 使用量の多さや希少性などから報告対象とすべき資源を種類別に記載します。
- ✓ 資源を循環利用するための回収にかかるコストとバージン材の価格との比較で循環利用されるかどうか決まることもあるため、バージン材か循環利用材かの違いを把握することも望まれます。
- ✓ 循環利用材の量は、バージン材を代替した循環利用される資源の量をいいます。
- ✓ 事業活動で消費される資源を、将来世代の資源欲求を充足できる範囲に制限するとすれば、再生不能資源の利用は著しく制約されることになるので、再生可能資源への転換を進め、再生不能資源の利用を削減すると同時に、資源の循環的利用を進めることにより、廃棄物等の最終処分量を削減することが必要です。
- ✓ 資源の廃棄に関する報告事項は、廃棄物等の処理における環境への影響等を説明できるように、種類別や処分方法別に報告します。

5. 化学物質

- ✓ 事業者は、化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境を保全する上での支障を未然に防止することが求められており、化学物質等の適正な管理、及び代替物質の使用等による化学物質取扱量の削減が社会的課題になっています。

報告事項

- 化学物質の貯蔵量
- 化学物質の排出量
- 化学物質の移動量
- 化学物質の取扱量(使用量)

解説

- ✓ 化学物質が適切に保管されている限りにおいて、平常時でのリスクは高くありません。しかし、事故や天災等に見舞われた場合(異常時)には、貯蔵量により重大な環境影響が発生する可能性があるため、重要な環境課題となり得ます。
- ✓ 主な化学物質については、種類別に数量を記載します。
- ✓ 化学物質の貯蔵量、排出量等に前期と比較して大幅な増減があった場合には、その理由を具体的に説明します。
- ✓ 化学物質は、少量であっても適正管理が必要なため、「事業者の重要な環境課題」の報告事項として記載する「取組方針・行動計画」には、化学物質の管理状況に関する説明も含めます。
- ✓ 化学物質の管理範囲は、事業者の報告対象組織だけでなく、バリューチェーン全体を視野に入れて決定する必要があります。

6. 汚染予防

- ✓ 環境汚染を引き起こせば、地球環境や将来世代に大きな影響を及ぼし、原因者である事業者も莫大な損害賠償や原状回復コストを負担するだけでなく、深刻な評判リスクにさらされます。特に、発展途上国で健康被害を発生させるような公害問題は、事業者が早急に取り組むべき重要な環境課題です。

報告事項

全般

- 法令遵守の状況

大気保全

- 大気汚染規制項目の排出濃度、大気汚染物質排出量

水質汚濁

- 排水規制項目の排出濃度、水質汚濁負荷量

土壌汚染

- 土壌汚染の状況

解説

- ✓ 法令違反の発生又は認識時点が報告対象期間より前であっても、それが報告対象期間に影響を及ぼす場合には、その法令違反について説明することが望まれます。その事例としては、影響の大きかった過去の法令違反が現在までコンプライアンス対応に影響している場合があります。
- ✓ 法令遵守の範囲を超えた事業者の活動(法令では求められていないものの、事業者が自主的に土壌汚染調査を実施し、その結果を開示する場合など)を記載することも可能です。
- ✓ サプライチェーンにおいても重要な法令違反等については、記載が望まれます。

用語解説

(注) 出典明記のないものは、環境省にて定義ないし解説されていることを示します。

SDGs(p.1, 2)

平成 27 (2015) 年 9 月 25 日にニューヨーク・国連本部で開催された国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中核を成すのが 17 の「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals: SDGs) であり、先進国を含む全ての国に適用される普遍性が最大の特徴。17 のゴールのうち、少なくとも 12 が環境に関連。環境省としてもアジェンダの実施に向け、気候変動、持続可能な消費と生産(循環型社会形成の取組等)等の分野において国内外における施策を積極的に展開している。

パリ協定(p.1, 2)

2015 年にフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) において、気候変動に関する 2020 年以降の新たな国際枠組みである「パリ協定 (Paris Agreement)」が採択された。パリ協定には、世界共通の長期目標として 2°C 目標の設定や、全ての国による削減目標の 5 年ごとの提出・更新、各国の適応計画プロセスと行動の実施、先進国が引き続き資金を提供することと並んで途上国も自主的に資金を提供すること、共通かつ柔軟な方法で各国の実施状況を報告・レビューを受けること、「二国間クレジット制度 (Japan Credit Mechanism; JCM)」を含む市場メカニズムの活用等が位置付けられている。歴史上初めて全ての国が国情に応じて自主的に参加することを実現化した公平な合意として、これまでの歴史を塗り替える大きな転換点となった。

ESG 情報(p.2)

事業者の環境・社会・ガバナンス情報。機関投資家を中心とする金融セクターが、投融資先の事業者の中長期的な価値向上を図るために企業の状況を把握するに当たり想定し得る着眼点として、事業者の環境・社会課題に関連するリスク及びガバナンスがある。こうした中、2015 年 9 月、世界最大の年金資産規模を持つ年金積立金管理運用独立行政法人 (GPIF) が、国連が支持する責任投資原則 (PRI) に署名し、これを一つの契機として我が国でも、環境 (Environment)、社会 (Social)、ガバナンス (Governance) に関する情報を考慮した投資、いわゆる「ESG 投資」に対する認知度や関心は高まる方向にある。

GRI スタンドアード(p.2)

GRI スタンドアードは、組織が経済、環境、社会に与えるインパクトを一般に報告する際の、グローバルレベルにおけるベストプラクティスを提示するための規準。スタンダードに基づいて作成されたサステナビリティ報告書では、組織が持続可能な発展に対して与える、プラスおよびマイナスの寄与に関する情報が提供される。

(出典) GRI ウェブサイト

国際統合報告評議会(IIRC)(p.2, 13)

国際統合報告評議会 (International Integrated Reporting Council: IIRC) は、規制当局、投資家、企業、基準策定機関、会計専門家、NGO 等で構成される国際的連合組織である。価値創造に関するコミュニケーションが企業レポートの発展における次のステップであるという考えの下、2013 年に「国際統合報告フレームワーク」を策定した。統合報告は、価値創造プロセスが様々なステークホルダーによる資源提供で成り立っている事実を認識し、それらのステークホルダーに適切な配慮を行って経営するという統合思考の存在を前提として、事業者の戦略、ガバナンス、業績、将来見通しに関する重要な情報を、環境・社会を含む事業環境を反映できるような方法でまとめた企業報告である。

(出典) IIRC ウェブサイト

マテリアルバランス(p.3)

事業活動に投入された資源・エネルギー量 (インプット) と、製造された製品・サービスの生産・販売量、廃棄物・温室効果ガス・排水・化学物質等の環境負荷発生量 (アウトプット) を、分かりやすく対応させたものである。

ステークホルダー(p.5, 6, 9, 11, 15, 17, 24)

一般に利害関係者と訳され、企業等の環境への取組を含む事業活動に対して、直接的又は間接的に利害関係がある組織や個人をいう。企業の利害関係者としては、顧客・消費者、株主・投資家、取引先、従業員、NPO、地域住民、行政組織等をいう。

バリューチェーン(p.1, 13, 14, 17, 20, 24, 26)

企業の事業活動に関連する付加価値の創出から費消に至る全ての過程における一連の経済主体若しくは経済行動。原料採掘、調達、生産、販売、輸送、使用、廃棄等、事業活動に関連する一連の行為と主体が含まれる。

スコープ別排出量(p.21)

温室効果ガスの排出活動源別の排出量の内訳については、下記活動範囲(スコープ)別に記載することが考えられる。

スコープ 1—事業者自らによる温室効果ガスの直接排出

スコープ 2—他人から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出

スコープ 3—スコープ 2 以外の間接排出

サプライチェーン(p.23, 24, 27)

事業者が製品・サービスを提供する一連の活動やサプライヤー全体のこと。バリューチェーンの上流を指している。

検討委員名簿

平成 29 年度 環境報告等ガイドライン改定に関する検討会

(敬称略、五十音順、◎:委員長、所属・肩書きは平成 30 年 3 月末時点)

あわの みかこ	栗野 美佳子	一般社団法人 SusCon 代表理事
いづか ゆうこ	飯塚 優子	住友林業株式会社 CSR 推進室長
いちかわ よしあき	市川 芳明	株式会社日立製作所 研究開発グループ 技術戦略室 チーフアーキテクト室長
うおずみ りゅうた	魚住 隆太	魚住サステナビリティ研究所 公認会計士
きったか まさみ	橋高 真佐美	大谷&パートナーズ法律事務所 弁護士
◎ こうづま よしなお	上妻 義直	上智大学 経済学部 教授
ごとう としひこ	後藤 敏彦	サステナビリティ日本フォーラム 代表理事
とみた ひでみ	富田 秀実	ロイドレジスタージャパン株式会社 取締役 事業開発部門長
ふじわら けいいちろう	藤原 啓一郎	キリン株式会社 CSV 戦略部 シニアアドバイザー
まつかわ えみ	松川 恵美	株式会社 QUICK ESG 研究所 プリンシパル
みずぐち たけし	水口 剛	高崎経済大学 経済学部 教授
よねやま まさき	米山 正樹	東京大学大学院 経済学研究科 教授

オブザーバー

経済産業省 産業技術環境局 環境政策課 環境経済室

日本公認会計士協会

一般社団法人 日本経済団体連合会 環境エネルギー本部

株式会社 東京証券取引所

環境省では、平成 17 年 4 月に施行した「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(平成 16 年法律第 77 号:環境配慮促進法)の制定や環境報告ガイドラインの策定などにより、事業者による環境報告の普及促進に努めてきました。

本ガイドラインは、それらの施策の一環として、「環境報告ガイドライン(2012 年版)」以降の環境報告をめぐる国際的・国内的な動向変化等を踏まえ、「平成 29 年度 環境報告等ガイドライン改定に関する検討会」での検討を経て、環境省がとりまとめました。

環境報告ガイドライン

2018 年版

(公表)

平成 30 年●月

環境省大臣官房環境経済課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL:03-5521-8240 FAX:03-3580-9568

ホームページ <http://www.env.go.jp/>